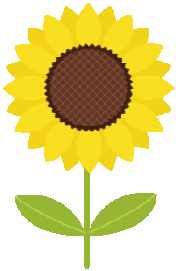


羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和2年8月号 vol.70



この8月1日で開業6周年を迎えました。
金融機関に11年、税理士業界に15年、お客さまの様々な財務・税務相談にのってきたこの期間で、これまでに経験したことのない困難な時代を生きているような気がします。
コロナ禍による苦境の中で経営をされるお客様の姿をみると、税理士そして一個人として相手の思いを想像する力が試されるときが来ていることを感じます。
日々三省するくらいの気持ちで、7年目をスタートしたいと思います。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



Go to キャンペーンで世間が盛り上がっているので、今回は会社としての慰安旅行について取り上げたいと思います。慰安旅行が福利厚生費として認められるにはいくつかの条件があります。

”社員慰安旅行は福利厚生費として認められるか”

使用者が社員のために負担する慰安旅行費用は、本来は給与になるのですが、次のような要件を満たす場合には、福利厚生費として認められています。

①旅行の期間が4泊5日以内であること。(海外の場合は外国での滞在日数が4泊5日以内)

②旅行に参加した人数が全体の人数の50%以上であること。

この場合、旅行に参加しなかった従業員に金銭を支給したりすると、参加者と不参加者の両方ともに給与の支給があったものとして所得税が課税されてしまうので注意が必要です。

③法人の役員だけの旅行、個人事業者の家族従業員だけの旅行は、福利厚生費にはなりません。

金額はいくらまでいいのか？ よく質問されますが、「社会通念上一般的に行われている程度」としか定められていません。

過去の裁決事例などを参考にすると

・3泊4日(使用者負担7万円)→○ ・4泊5日(使用者負担10万円)→○ ・5泊6日(使用者負担15万円)→×

一般的には一人当たり10万円程度が目安とはなっているようです。

「今月の本の紹介」

「最高の戦略教科書 孫子」
(守屋 淳 著・PHP)

歴史小説や経済書などを通じて孫子の言葉にはいろいろな場面で触れる機会はありましたが、今回初めて孫子を体系だって学びました。

単なる兵法書でなく、現在の難しい世の中を生き抜くヒントが見つかる書物だと感じました。

ただ、今の世の中は何が勝ちといえるのかその定義が様々。自分の信条に従った価値観の中で、自分なりの人生の幸せを勝ち取れたらと思います。

「気まぐれ簡単レシピ」

<油淋鶏>

・鶏もも肉 1枚 →塩コショウをしておく

・片栗粉 適量、塩 小1、コショウ 適量、長ネギ* 1本、生姜 1かけ

・酢 大2、醤油 大2、ごま油 大1、砂糖 大1 (A)

①焼く直前に、鶏もも肉の水気をペーパータオルで取り、小麦粉をまぶす。

②フライパン(中火)で、鶏肉の表面がカリカリになるまで焼く。火を止め、皮面を下にして余熱で火を通す。

③長ネギ*(ミジン)、生姜(すりおろし)と(A)を混ぜ合わせ、食べやすい大きさにカットして鶏肉にかける。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所